

平成30年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容						
1	<p data-bbox="363 510 954 544"><b>三鷹市大沢の里郷土文化施設条例（制定）</b></p> <hr/> <p data-bbox="363 651 619 685">1 目的及び設置</p> <p data-bbox="395 696 1428 913">大沢の里にある郷土の文化施設の公開及び活用を図るとともに、地域文化の継承及び発展に寄与し、市民の地域文化への関心を深め、郷土文化に関する生涯学習及び市民活動並びに地域交流を推進するため、三鷹市大沢の里郷土文化施設（以下「郷土文化施設」という。）を設置することとした。</p> <p data-bbox="363 925 842 958">2 郷土文化施設の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="422 965 1337 1128"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 965 879 1014">名 称</th> <th data-bbox="879 965 1337 1014">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 1014 879 1070">三鷹市大沢の里古民家</td> <td data-bbox="879 1014 1337 1070">三鷹市大沢二丁目17番3号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1070 879 1128">三鷹市大沢の里水車経営農家</td> <td data-bbox="879 1070 1337 1128">三鷹市大沢六丁目10番15号</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="363 1137 491 1171">3 事業</p> <p data-bbox="395 1182 1428 1400">(1) 郷土文化施設の公開及び活用に関すること。  (2) 郷土文化施設に関する資料の保管及び展示に関すること。  (3) 郷土文化に関する生涯学習及び市民活動並びに地域交流の推進に関すること。  (4) その他市長が必要と認める事業</p> <p data-bbox="363 1411 555 1444">4 入館料等</p> <p data-bbox="395 1456 1428 1585">郷土文化施設に入館しようとする者は、入館料（2館合わせて1人1日につき200円）又は年間パスポート料（2館合わせて1人1年間につき1,000円）を納入しなければならないこととした。</p> <p data-bbox="363 1597 1428 1675">5 その他休館日、開館時間、入館の制限等、損害賠償の義務等について定めることとした。</p> <p data-bbox="363 1686 587 1720">6 施行期日等</p> <p data-bbox="395 1731 715 1821">(1) 施行期日 平成30年11月4日</p> <p data-bbox="395 1832 1276 1910">(2) 三鷹市大沢の里水車経営農家条例の廃止 三鷹市大沢の里水車経営農家条例を廃止することとした。</p>	名 称	位 置	三鷹市大沢の里古民家	三鷹市大沢二丁目17番3号	三鷹市大沢の里水車経営農家	三鷹市大沢六丁目10番15号
名 称	位 置						
三鷹市大沢の里古民家	三鷹市大沢二丁目17番3号						
三鷹市大沢の里水車経営農家	三鷹市大沢六丁目10番15号						

<p style="text-align: center;">2</p>	<p style="text-align: center;"><b>三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 選挙運動に使用するビラの作成費用の公費負担 公職選挙法の一部改正に伴い、三鷹市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために使用するビラの作成費用を、公費負担とすることとした。</p> <p>(1) 公費負担の上限 ビラの作成単価（7円51銭）×法定の上限枚数（4,000枚）</p> <p>2 施行期日等 平成31年3月1日から施行し、施行の日以後にその期日を告示される三鷹市議会議員の選挙から適用することとした。</p>
<p style="text-align: center;">3</p>	<p style="text-align: center;"><b>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</b></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 建築基準法の一部改正による手数料を徴収する事務の追加</p> <p>(1) 接道規制の適用除外として、一定の基準を満たす場合には建築審査会の同意は不要とする手続の合理化に伴い、当該認定の審査に係る手数料（1件3万1,000円）を追加することとした。</p> <p>(2) 用途規制の適用除外として、一定の要件を満たす場合には建築審査会の同意は不要とする手続の合理化に伴い、当該許可の審査に係る手数料（1件8万7,000円又は9万2,000円）を追加することとした。</p> <p>(3) 前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等で、特定行政庁が許可した範囲内で建蔽率を緩和できる建蔽率規制の合理化に伴い、当該許可の審査に係る手数料（1件3万6,000円）を追加することとした。</p> <p>(4) 国際的規模の競技会等を行う仮設興行場等の設置について、建築審査会の同意を得た場合には1年を超えることができる仮設建築物の設置期間の特例の創設に伴い、当該許可の審査に係る手数料（1件19万5,000円）を定めることとした。</p> <p>(5) 既存建築物を2以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合、増改築等を伴わない用途変更についても段階的・計画的な改修が可能となる全体計画認定制度の導入に伴い、当該認定の審査に係る手数料（1件2万8,000円）を定めることとした。</p>

	<p>(6) 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途に転用する場合、新築等の仮設建築物と同様に制限を緩和する制度の創設に伴い、当該許可の審査に係る手数料（1件10万8,000円又は19万5,000円）を定めることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 建築基準法の一部を改正する法律の施行の日等</p>				
4	<p>三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 児童遊園の新設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下連雀こでまり児童遊園</td> <td>三鷹市下連雀五丁目1番35号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 平成30年11月1日</p>	名 称	所 在 地	下連雀こでまり児童遊園	三鷹市下連雀五丁目1番35号
名 称	所 在 地				
下連雀こでまり児童遊園	三鷹市下連雀五丁目1番35号				
5	平成30年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）				
6	平成29年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について				
7	平成29年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
8	平成29年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
9	平成29年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
10	平成29年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
11	平成29年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について				

○ **特記事項**

- (1) 教育長の任命について（1件）
- (2) 教育委員会委員の任命について（1件）
- (3) 総合オmbズマンの委嘱について（2件）